

岬町公告第8号

岬町フリースクール等利用支援補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和7年7月10日

岬町長 田 代 堯

令和7年岬町要綱第45号

岬町フリースクール等利用支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「法」という。）の趣旨に則り、不登校児童生徒の学びの場を確保することを目的として、不登校児童生徒がフリースクール等を利用するために要する経費に対して交付する岬町フリースクール等利用支援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童および学齢生徒のうち、岬町立小学校又は中学校に在籍し、かつ、岬町に住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 法第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他児童生徒と現に生計を一にし、又はその監護を行う者をいう。
- (4) フリースクール等 第16条の規定により町長が認定した不登校児童生徒を支援する施設（以下「認定施設」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請の日前1年の期間内に概ね30日以上、在籍する学校（以下「在籍学校」という。）に登校していない児童生徒の保護者であること。
- (2) 認定施設に、原則週1回以上通所する児童生徒の保護者であること。
- (3) 認定施設の利用について、在籍学校の校長の確認があること。
- (4) 認定施設の児童生徒の様子等に関する情報について、認定施設が在籍学校に情報提供することを承諾すること。
- (5) 次条に規定する補助対象経費について本町以外の者から補助を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒が認定施設を利用するにあたり、保護者が負担する利用料とする。ただし、児童生徒が認定施設を利用しなかった月に支払った認定施設の利用料は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象児童生徒1人につき、月額1万円を上限とする。

(補助対象者の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、岬町フリースクール等利用支援補助対象者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 契約書その他の当該申請に係る認定施設の利用に係る契約の内容がわかる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日までに行ななければならない。

- (1) 4月1日時点でフリースクール等に入所している場合 同月30日
- (2) フリースクール等に新たに入所した場合 入所の日から30日が経過する日（2月28日以降に入所し、利用料が発生する場合は3月31日
- (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 町長が定める日

(補助対象者の認定)

第7条 町長は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、認定するものとする。この場合において、町長は、児童生徒の在籍学校の学校長の意見を聴取することができる。

2 町長は、前項の規定により補助対象者として認定したときは、速やかに岬町フリースクール等利用支援補助対象者認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により認定した申請者（以下「補助認定者」という。）が、偽りその他不正な手段により補助対象者として認定を受けたと認めるとき又は補助対象者の要件を満たさなくなると認めるときは、補助認定者の決定を取り消すことができる。この場合は、岬町フリースクール等利用支援補助認定者取消通知書（様式第3号）により、当該補助認定者に通知するものとする。

(在籍学校及びフリースクール等への情報提供)

第8条 町長は、前条第1項の規定により補助対象者として認定したときは、当該認定に係る不登校児童生徒の在籍学校及び入所しているフリースクール等に対し、第6条第1項に規定する申請の内容について情報提供を行うものとする。

(申請内容の変更)

第9条 補助認定者は、第6条第1項の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに、岬町フリースクール等利用支援補助対象者認定変更届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第10条 補助認定者は、次の各号に掲げる期間に係る補助金の交付を受けようとする

きは、当該各号に定める期間内に、岬町フリースクール等利用支援補助金交付申請兼実績報告書兼請求書（様式第5号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 4月1日から6月30日までの期間 7月1日から同月末日
- (2) 7月1日から9月30日までの期間 10月1日から同月末日
- (3) 10月1日から12月31日までの期間 翌年1月1日から同月末日
- (4) 1月1日から3月31日までの期間 同日

2 前項に規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに定める期間に同項に定める交付申請ができないことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、同項第4号に定める期間までに交付申請することができる。

（補助金の額の決定）

第11条 町長は、前条第1項に規定する交付申請があったときは、当該交付申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び補助金額を確定し、岬町フリースクール等利用支援補助金交付決定・確定通知書（様式第6号）により当該交付申請をした補助認定者に通知するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合はその返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の方法によって補助金の交付を受けたとき
- (2) その他町長が補助金を交付することが不適当であると認めるとき。

（認定施設の基準）

第13条 認定施設は、次に各号に掲げる要件のすべてを満たすフリースクール等とする。

- (1) 民間が経営していること。
- (2) 通所により利用できる施設であること。
- (3) 1年以上の活動実績があること。
- (4) 不登校児童生徒の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導、学習活動、体験活動等を、原則として在籍学校の授業時間内に提供できること。
- (5) 利用している不登校児童生徒やその保護者に対して、当該不登校児童生徒の社会的自立に向けた相談業務を提供できること。
- (6) 不登校児童生徒が安全に活動できる施設、設備及び人員を備えていること。
- (7) 町長又は学校長の要請により、利用している不登校児童生徒に関する情報を提供するなど、当該不登校児童生徒の在籍学校と連携することができること。
- (8) 業務上知り得た不登校児童生徒及び保護者の個人情報については、慎重に扱うとともに、他の目的に使用しないこと。

（施設の認定申請）

第14条 フリースクール等を運営する者（以下「運営者」という。）は、当該フリースクール等について補助金の適用に係る施設の認定を受けようとするときは、岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設認定申請書（様式第7号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 当該フリースクール等の施設概要、人員体制、活動内容等を確認できる書類

- (2) 利用者との契約約款等契約条項がわかるもの
- (3) 施設の指導者又は相談員の名簿及びその職員が有する資格を証する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(施設の認定)

第15条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、認定施設を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、速やかに 岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設認定通知書（様式第8号）により、当該申請を行った運営者に通知するものとする。

(認定施設の内容変更、廃止及び休止)

第16条 前条の規定による町長の認定を受けた運営者（以下「認定施設運営者」という。）は、当該認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設変更届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

- 2 認定施設運営者は、当該認定施設を廃止し、又は休止するときは、速やかに「認定施設運営者」という。）は、当該認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設廃止・休止届（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(施設認定の取消し)

第17条 町長は、認定施設が偽りその他不正の手段により第15条の規定による認定を受けたことが判明したとき又は第13条の規定による基準を満たさないことが判明したときは、当該認定施設の認定を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項に規定により認定を取り消したときは、岬町フリースクール等利用支援補助金適用施設取消通知書（様式第11号）により、当該取消しに係る認定施設運営者に通知するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。